

隋書經籍志序譯注(四)

興 膳 宏

川 合 康 三

京都大學

史 部 (1)

正 史

(1) 古者天子諸侯，必有國史，以紀言行，後世多務，其道彌繁。(2) 夏殷已上，左史記言，右史記事。(3) 周則太史·小史·內史·外史·御史，分掌其事，而諸侯之國，亦置史官。又春秋·國語引周志，鄭書之說，推尋事迹，似當時記事，各有職司，後又合而撰之，總成書記。(6) 其後陵夷衰亂，史官放絕，秦滅先王之典，遺制莫存。

(5) 至漢武帝時，始置太史公，命司馬談爲之，以掌其職。時天下計書，皆先上太史，副上丞相，遺文古事，靡不畢臻。(9) 談乃據左氏·國語·世本·戰國策·楚漢春秋，接其後事，成一

隋書經籍志序譯注(四) (興膳·川合)

家之言。談卒，其子遷又爲太史令，嗣成其志。上自黃帝，訖於炎漢，合十二本紀·十表·八書·三十世家·七十列傳，謂之史記。

(14) 遷卒以後，好事者亦頗著述，然多鄙淺，不足相繼。至後漢，扶風班彪，綴後傳數十篇，并譏正前失。彪卒，明帝命其子固，續成其志。以爲唐·虞·三代，世有典籍，史遷所記，乃以漢氏繼於百王之末，非其義也。故斷自高祖，終於孝平·王莽之誅，爲十二紀·八表·十志·六十九傳，潛心積思，二十餘年。建初中，始奏表及紀傳，其十志竟不能就。固卒後，始命曹大家續成之。

(21) 先是明帝召固爲蘭臺令史，與諸先輩陳宗·尹敏·孟冀等，共成光武本紀。擢固爲郎，典校祕書。固撰後漢事，作列傳載記二十八篇。其後劉珍·劉毅·劉陶·伏無忌等，相次著述東觀，謂之漢記。

(23) 及三國鼎峙，魏氏及吳，並有史官。晉時，巴西陳壽刪集三國之事，唯魏帝爲紀，其功臣及吳·蜀之主，並皆爲傳，仍各依其國，部類相從，謂之三國志。壽卒後，梁州大中正范頴表奏其事，帝詔河南尹·洛陽令，就壽家寫之。

自是世有著述、皆擬班・馬、以爲正史。作者尤廣、一代之史、至數十家。唯史記・漢書、師法相傳、並有解釋。三國志及范曄後漢、雖有音注、旣近世之作、並讀之可知。梁時、明漢書有劉顯・韋稜、陳時有姚察、隋代有包愷・蕭該、並爲名家。史記傳者甚微。今依其世代、聚而編之、以備正史。

そのかみ天子と諸侯には、かならずその國の史官がいて、君主の言動の記録にあたったが、時代がさがるにつれて庶事多端になり、史官の任務もますます多岐にわたっていった。夏・殷以前では、左側の史官が王の發言を記録し、右側の史官が王の行爲を記録した。それが周になると、太史、小史、內史、外史、御史などが、史官の仕事を分擔し、一方諸侯の國でもまた、史官を設けていた。また『春秋』や『國語』が「周志」や「鄭書」の言葉を用いているが、その間の事情をおしはかってみると、當時の記録には、それぞれ分擔された役目があったようであり、あとからさらに一つに書き改め、史書の形にまとめあげたのである。そ

のち世の中は衰退して混亂に陥り、史官の傳統も絶え、秦が先王の經典を滅すと、前代の制度は消滅してしまった。

漢の武帝の世になって、はじめて太史公の職を設け、司馬談を任命して、その職務を擔當させた。そのとき天下の文書は、すべてまず太史のもとに上呈され、副本は丞相に上呈されたので、遺文や故事は、ことごとくてもとに集まったのであった。そこで司馬談は『左氏傳』、『國語』、『世本』、『戰國策』、『楚漢春秋』に依據しつつ、それらに記載された以後の史實をつなぎあわせて、獨自の見識をうちたてた。司馬談が没すると、さらに子の司馬遷が太史令となり、父の遺志を完成させた。上は黃帝から、下は漢王朝に至るまで、總べて十二卷の「本紀」、十卷の「表」、八卷の「書」、三十卷の「世家」、七十卷の「列傳」であって、それが『史記』である。(以上『史記』)

司馬遷の没後、歴史の愛好家たちもいささか史書の撰述に手をつけたが、しかし見識の浅いものばかりで、『史記』を繼承したといえなかつた。後漢の世に、扶風の人班彪が、『史記』の續篇數十卷を著わし、あわせて先の書

『史記』の誤りを批判して正した。班彪が死ぬと、明帝は子の班固に命じ、亡父の志をうけつがせた。班固の考えでは、堯、舜、そして夏・殷・周三代の御世には、王朝ごとに史書があったのに、司馬遷の『史記』の記載が、漢王朝を歴代諸王の末尾につけているのは、史書の正しいありかたを失っているものであった。そのため彼は高祖からはじめて、平帝の世と王莽の誅殺に至るまで、十二巻の「紀」、八巻の「表」、十巻の「志」、六十九巻の「傳」をつくり、精神を集中して思考を練ること、二十餘年に及んだ。建初年間になって、「表」と「本紀」、「列傳」を上奏したが、十巻の「志」の部分はとうとう完成できなかった。班固の没した後になって、曹大家(班昭)に命じのこりを完成させたのである。(以上『漢書』)

それより以前のこと、明帝は班固を蘭臺令史に召しかかえて、年長の陳宗、尹敏、孟冀らとともに、『光武本紀』を作らせた。また班固を校書郎に抜擢し、宮中の藏書調査にあたらせた。彼は後漢の史實を書き綴って、列傳と載記二十八篇を作った。そのうち、劉珍、劉毅、劉陶、伏無忌

らが、次々に東觀において史書の筆を執ったが、それが『東觀漢記』である。(以上『東觀漢記』)

三國鼎立の時代に至ると、魏と吳には、いずれも史官が置かれていた。晉の時、巴西の人陳壽が三國時代の史實を編纂し、魏の皇帝のみに「紀」をたてて、功臣や吳と蜀の國主は、すべて「傳」であつかったが、それでもやはり國ごとに類別した構成をとった。それが『三國志』である。

陳壽の死後、梁州の大中正であつた范曄が彼の著述のことを上奏し、帝は河南尹、洛陽令に詔し、陳壽の自宅までおもむいてそれを筆寫させた。(以上『三國志』)

これ以後、代々史書が撰述されたが、いずれも司馬遷、班固にならつて、正史としたのであつた。作者層もはなはだ擴がつて、時には一つの王朝の史書を、數十人にもものぼる人々が執筆するまでになつた。正史の中で『史記』と『漢書』だけは、學説の傳授が續き、ともに注釋がある。『三國志』と范曄の『後漢書』にも、音注は施されているけれども、近い時代の作だから、讀んで理解できるものだ。梁の時代、『漢書』に通じていた者には劉顯、韋稜がいるし、

陳では姚察がおり、隋では包愷、蕭該がいて、いずれも名だたる學者であつた。『史記』の方は學説を傳える者がはなはだ稀である。ここでは時代の順序に従つて編集し、正史の部に備えることとする。

周知の通り、漢志にあつては史書はまだ獨立した部類をなしておらず、わずかに『戰國策』『史記』等の書が春秋二十三家のうちに著録されているにとどまる。晉・荀勗の『中經』に至つて、史記・舊事・皇覽簿・雜事がはじめて獨立し、四部の丙部を構成した。續く李充の目録では、史書は丙部から乙部に移された。隋志に先行する梁・阮孝緒の『七錄』は、記傳録といふ部立てで、國史・注曆・舊事・職官・儀典・法制・僞史・雜傳・鬼神・土地・譜狀・簿録の十二子目に細分している。以上總序(四)の(內)参照。『唐六典』卷十は、子目の數・名稱・排列順序とも全て隋志に準據している。(但し、簿録のみは畧録と稱される)。また『日本國見在書目録』において、史部關係の書は第十一正史家から第二十三簿録家に至る十三類に收められているが、各類の名稱・順序はやはり隋志に同じく、唯一の例外として隋志の「地理」が『見在書目録』では「土地家」と稱される。因みに新舊兩唐志では、正史・編年・僞史・雜史・起居注・故事・職官・雜傳(新唐志では雜傳記)・儀注・刑法・目錄・譜牒・地理の十三類に分かつており、子目の數は隋志と等しいが、名稱や順序には多少の異同が

見られる。

「正史」とは、「唐六典」卷十に「以紀紀傳表志」というごとく、紀傳體の史書を指し、編年體の史書は「古史」と稱して區別される。しかし、隋志から約半世紀遅れて完成した劉知幾『史通』の古今正史篇では、紀傳體のみならず、編年體も含めて「正史」の名稱を用いている。

(1) 古者天子諸侯三句 漢志春秋序に、「古之王者、世有史官、君舉必書、所以慎言行、昭法式也」とある。また班彪の「史記論」(『後漢書』班彪傳)には、「唐虞三代、詩書所及、世有史官、以司典籍。既於諸侯、國自有史」という。

(2) 夏殷已上三句 漢志春秋序の「左史記言、右史記事」にもとづく。本志總序(二)に、「言則左史記之、動則右史書之」と既出。同注(2)参照。この後なおしばらく總序に既出の事項がつづく。

(3) 周則太史云云二句 太史小史・內史・外史・御史は、いずれも「周禮」春官に見える官で、國家の記録をつかさどる。總序(二)に、「太史掌建邦之六典・八法・八則、以詔王治。小史掌邦國之志、定世繫、辨昭穆。內史掌王之八柄、策命而貳之。外史掌王之外令及四方之志、三皇・五帝之書。御史掌邦國都鄙萬民之治令、以贊冢宰。此則天子之史、凡有五焉」とある。同注(6)の(10)参照。

(4) 諸侯之國二句 總序(二)に、「諸侯亦各有國史、分掌其職」。同注(1)に引く杜預「左傳序」の「諸侯亦各有國史」のほか、

『文心雕龍』史傳篇にも、「諸侯建邦、各有國史、彰善癉惡、樹之風聲」とある。

(5) 春秋國語引周志鄭書之說 總序(二)に、「遺文可觀、則左傳稱周志、國語有鄭書之類是也」。同注(10)(11)參照。

(6) 總成書記 「書記」は、書物の意。『漢書』卷五十一賈山傳に、「所言涉獵書記、不能爲醇儒」、『後漢書』列傳三十九仲長統傳に、「博涉書記、贍於文辭」などある。

(7) 史官放絶 『史記』太史公自序に、「自獲麟以來四百有餘歲、而諸侯相兼、史記放絶」とある。

(8) 自至漢武帝時至副上丞相 總序(四)に、「武帝置太史公、命天下計書、先上太史、副上丞相」。『史記』太史公自序の「(司馬)談爲太史公」及びその集解に引く如淳の説にもとづく。

總序(四)注(1)參照。ただし司馬談の正規の官名が太史令であったことは、『漢書』卷六十二司馬遷傳の顔師古注に、「談爲太史令耳、遷尊其父、故謂之爲公」と指摘される通りである。

(9) 遺文古事二句 太史公自序に、「百年之間、天下遺文古事、靡不畢集太史公」とあるのにもとづく。

(10) 談乃據左氏云云三句 『漢書』司馬遷傳贊に、「及孔子因魯史記而作春秋、而左丘明論輯其本事以爲之傳、又兼異同爲國語。又有世本、錄黃帝以來至春秋時帝王公侯卿大夫祖世所出。春秋之後、七國並爭、秦兼諸侯、有戰國策。漢興、伐秦定天下、有楚漢春秋。故司馬遷據左氏國語、采世本、戰國策、述楚漢春秋、接其後事、訖于大漢」とある。ほぼ同じ内容が

隋書經籍志序譯注(興膳・川合)

班彪「史記論」にも見える。隋志はこれらに依據しつつ、行爲の主體を司馬遷から父の談に置き換えている。

(11) 成一家之言 太史公自序に、「序略、以拾遺補藝、成一家之言」、また「報任少卿書」(『漢書』司馬遷傳・「文選」卷四十一)にも、「亦欲以究天人之際、通古今之變、成一家之言」という。

(12) 談卒三句 太史公自序に、「(談)卒三歲而遷爲太史令、紬史記石室金匱之書」。

(13) 自上自黃帝至謂之史記 太史公自序に、「論考之行事、略推三代、錄秦漢、上記軒轅、下至于茲、著十二本紀、既科條之矣。並時異世、年差不明、作十表。禮樂損益、律曆改易、兵權山川鬼神、天人之際、承敝通變、作八書。二十八宿環北辰、三十輻共一轂、運行無窮、輔拂股肱之臣配焉、忠信行道、以奉主上、作三十世家。扶義俟儻、不令己失時、立功名於天下、作七十列傳。凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書」。また、「太史公曰、余述歷黃帝以來至太初而訖、百三十篇」。これによれば、『史記』の古名は「太史公書」だったことになり、班彪「史記論」もこの名稱を用いている。

漢志春秋家には、『太史公』百三十篇として著録される。王國維「太史公行年考」(『觀堂集林』卷十一)は、漢人のいう「史記」とは古史一般をいうのであって、特に「太史公書」を指すのではないことを論證し、「稱太史公書爲史記、蓋始於魏志王肅傳」と述べる。

- (14) 自遷卒以後至并讞正前失 『後漢書』班彪傳に、「武帝時、司馬遷著史記、自太初以後、闕而不錄。後好事者頗或綴集時事、然多鄙俗、不足以踵繼其書。彪乃繼探前史遺事、傍貫異聞、作後傳數十篇、因斟酌前史而讞正得失。『史記』の得失を讞正した文章が、續いて引用されている「史記論」である。司馬遷ののち史書を著わした「好事者」として、『後漢書』の李賢注は、「謂楊雄・劉歆・陽城衡・褚少孫・史孝山之徒也」といい、また劉知幾『史通』史官建置篇には、「司馬遷既没、後之續史記者、若褚先生・劉向・馮商・揚雄之徒、並以別職來知史務」、同古今正史篇には、「其後劉向、向子歆、及諸好事者、若馮商・衛衡・揚雄・史岑・梁審・肆仁・晉馮・段肅・金丹・馮衍・韋融・蕭奮・劉恂等、相次撰續、迄於哀平間、猶名史記」という。漢志は「馮商所續太史公」七篇を、『太史公』に續けて著録している。
- (15) 彪卒三句 『後漢書』班固傳によれば、班固は父彪の死後、郷里に歸り、父の遺業を繼いで史書の執筆にたずさわったが、彼をひそかに國史を改作する者と上書した人があったため、京兆の獄に繋がれ、その書は沒收された。しかし、その後弟班超の盡力によって罪を解かれた上、反つて明帝の信任を得て蘭臺令史に除せられ、史書執筆の便宜を與えられるに至る。「帝乃復使終成前所著書」。
- (16) 以爲唐虞三代至爲十二紀八表云云 『漢書』敘傳に、「固以爲唐・虞三代、詩書所及、世有典籍、故雖堯・舜之盛、必有

典謨之篇、然後揚名於後世、冠德於百王。……漢紹堯運、以建帝業、至於六世。史臣乃追述功德、私作本紀、編於百王之末、廁於秦・項之列、太初以後、闕而不錄。故探篇前記、綴輯所聞、以述漢書。起元高祖、終於孝平・王莽之誅、十有二世、二百三十年、綜其行事、旁貫五經、上下洽通、爲春秋考紀・表・志・傳凡百篇」。『後漢書』班固傳にも、これにもつく敘述がある。

- (17) 斷自高祖 「尚書序」に、「討論墳典、斷自唐虞以下、訖於周、芟蕪煩亂、翦截浮辭、舉其宏綱、撮其機要」。
- (18) 潛心積思四句 『後漢書』班固傳に、「固自永平中始受詔潛精積思、二十餘年、至建初中乃成。當世甚重其書、學者莫不誦誦焉」とある。建初は、西曆七六―八四。

- (19) 其十志竟不能就三句 『後漢書』列女傳の班昭傳に、「兄固著漢書、其八表及天文志未及竟而卒、和帝詔昭就東觀臧書閣踵而成之。……時漢書始出、多未能通者。同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續、繼昭成之」とあり、また袁宏『後漢紀』卷十九には、「(馬融)兄續、博覽古今。同郡班固著漢書篇、其七表及天文志、有餘無書、續盡踵而成之」とある。『史通』古今正史篇の説も前二者とほぼ同じで、「其八表及天文志等、猶未克成、多是待詔東觀馬續所作」という。これらによれば、『漢書』百卷のうち未完成の部分は、表と天文志だったことになり、隋志が「其十志竟不能就」というのと齟齬する。天文志が馬融の手によって完成したことは、司馬

彪『續漢書』天文志(『後漢書』天文志)に、「孝明帝使班固敘漢書、而馬續述天文志」と記されるように、まず確實であろうが、十志すべてが班固の死後昭に委ねられたとするのは、おそらく隋志の著者の誤解と思われる。なお、班昭は曹世叔の妻で、字は惠班、一名は姬。本傳に、「博學高才。世叔早卒、有節行法度。……帝數召入宮、令皇后諸貴人師事焉、號曰大家」とある。

(20) 自先是明帝召固爲蘭臺令史至作列傳載記二十八篇 『後漢書』班固傳に、「顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭臺令史、與前睢陽令陳宗・長陵令尹敏・司隸從事孟異共成世祖本紀。遷爲郎、典校祕書。固又撰功臣・平林・新市・公孫述事、作列傳載記二十八篇、奏之。』『史通』古今正史篇にも、これにもとづく記事がある。

(21) 蘭臺令史 『後漢書』班固傳の注に、「漢官儀曰、蘭臺令史六人、秩百石、掌書劾奏。』『後漢書』百官志には、「蘭臺令史、六百石。本注曰、掌奏及印工文書」とある。また總序(例)注(6)参照。

(22) 陳宗 かつて睢陽令(『唐六典』卷十所引の『續漢書』では、洛陽令とする)に任ぜられたことを除いては、傳未詳。注(20)参照。

(23) 尹敏 字は幼季、南陽堵陽の人。『後漢書』儒林傳は『尙書』・『詩』・『左傳』を善くしたといひ、また班固の父彪ときわめて親密な仲だったという。

隋書經籍志序譯注(4) (龔騰・川倉)

(24) 孟冀 『後漢書』列傳十四馬援傳に、「平陵人孟冀、名有計謀」というのがそれか。『後漢書』班固傳は、名を異に作る。注(20)参照。

(25) 列傳載記 載記は、注(20)に引く『後漢書』班固傳によれば、平林・新市すなわち更始帝劉玄と公孫述の政權をあつかった卷。『後漢書』列傳一劉玄傳に、「弟爲人所殺、聖公結客欲報之。客犯法、聖公避於平林。……王莽末、南方飢饉、人庶羣入野澤、掘堊而食之、更相侵奪。新市人王匡・王鳳爲平理諍訟、遂推爲渠帥、衆數百人」。なお、唐太宗御撰の『晉書』が載記を設けるのは、班固の例に倣ったものであろう。

(26) 自其後至謂之漢記 『漢記』撰述の經緯は、『史通』古今正史篇により詳細に記されており、以下その一節を引く。「於是又詔史官謁者僕射劉珍及諫議大夫李尤、雜作紀・表・名臣・節士・儒林・外戚諸傳、起自建武、訖乎永初。事業垂竟、而珍・尤繼卒。復命侍中伏無忌與諫議大夫黃景、作諸王・王子・功臣・恩澤侯表、南單于・西羌傳、地理志。至元嘉元年、復令太中大夫邊韶・大軍營司馬崔寔・議郎朱穆・曹壽、雜作孝穆・崇二皇及順烈皇后傳、又增外戚傳、入安思等后、儒林傳、入崔篆諸人。寔・壽又與議郎延篤、雜作百官表、順帝功臣孫程・郭願及鄭衆・蔡倫等傳、凡百十有四篇、號曰漢記」。本志目錄に、『東觀漢記』一百四十三卷を著録し、原注に、「起光武記注至靈帝、長水校尉劉珍等撰」という。

(27) 劉珍 字は秋孫、一名は寶、南陽蔡陽の人。謁者僕射に在

任中、鄧太後の命により、馬融らとともに東觀の五經・諸子傳記等の書を校定した由、『後漢書』安帝紀および文苑傳に見える。文苑傳にはさらに、「永寧元年、太后又詔珍與駙駘作建武已來名臣傳」という。名臣傳は、蓋し『漢記』の一篇を構成するもの。注(29)参照。また張衡傳に、「永初中、謁者僕射劉珍・校書郎劉駒駘等著作東觀、撰集漢記」、文苑・李尤傳に、「受詔與謁者僕射劉珍等俱撰漢記」。

(28) 劉毅 北海敬王の子。『後漢書』文苑傳によれば、文辯を以て稱され、著作に『漢德論』『憲論』十二篇があった。

(29) 劉陶 字は子奇、一名は偉、潁川潁陰の人。『尚書』『春秋』に通じ、その訓詁を著わしたほか、百餘篇に及ぶ著述があった。官位は諫議大夫に至り、宦官の横暴を指弾したため獄に繋がれて、憤死した。『後漢書』列傳四十七に傳がある。但し、本傳中に『漢記』撰述の記事はない。或いは劉駒駘の誤記かもしれない。注(27)参照。

(30) 伏無忌 琅邪東武の人。『尚書』を傳えた濟南の伏生の子孫、家學を傳えて、博物多識を稱され、順帝の時、侍中・屯騎校尉となった。『後漢書』列傳十六に、祖父湛に附して傳があり、「元嘉中、桓帝復詔無忌與黃景・崔寔等、共撰漢記」という。

(31) 東觀 『後漢書』安帝紀の注に、「洛陽宮殿名曰、南宮有東觀」とある。『史通』史官建置篇は東觀について、「自章・和已後、圖籍盛於東觀、凡撰漢記、相繼在乎其中」と記している。

(32) 及三國鼎峙三句 三國のうち魏の史官については、『晉書』

職官志に、「漢東京圖籍在東觀、故使名儒著作東觀、有其名、尙未有官。魏明帝太和中、詔置著作郎、於此始有其官、隸中書省」とあり、ほぼ同題の記述は、それに先だつ『宋書』百官志下にも見える。魏志の撰述に關しては、『史通』古今正史篇に記事がある。「魏史、黃初・太和中、始命尙書衛覲・繆襲、草創紀傳、累載不成。又命侍中章詵・應璩、祕書監王沈・大將軍從事中郎阮籍・司徒右長史孫資・司隸校尉傅玄等、復共撰定。其後王沈獨就其業、勒成魏書四十四卷」。また吳の史官については、『史通』史官建置篇に、「吳歸命時、有左右二國史之職、薛瑩爲其左、華覈爲其右、又周處自左國史遷東觀令。以斯考察、則其班秩可知」とあるのを参照。薛瑩が左國史に、華覈が右國史に任ぜられたことは、『三國志』吳書のそれぞれの傳に見える。吳書薛瑩傳の華覈の上疏によれば、大皇帝(孫權)の末年には、早くも太史令丁孚・郎中項峻等に命じて、吳書の編纂を始めさせていたことがわかる。なお、隋志が「魏氏及吳、並有史官」といつて、ひとり蜀のことに言及しないのは、蜀書後主傳評に「又國不置史、注記無官、是以行事多遺、災異靡書」とあるのを、おそらくは意識する。但し、劉知幾はこれを陳壽が蜀に對する私怨から、事實を改竄したものと批判する(『史通』曲筆篇・史官建置篇)。

(33) 自晉時至謂之三國志 『華陽國志』後賢志の陳壽傳には、

「吳平後、壽乃鳩合三國史、著魏・吳・蜀三書六十五篇、號三

國志」という。

(34) 陳壽 (二三三—二九七)、字は承祚、巴西安漢の人。蜀滅亡後、張華に才を認められて官につき、著作郎の任にあるとき、『三國志』を著わした。他に『古國志』五十篇、『益都耆舊傳』十篇があった。官位は治書侍御史に至る。『晉書』卷八十二および『華陽國志』後賢志に傳がある。

(35) 自壽卒後至就壽家寫之 ほぼ同じ記事が『晉書』陳壽傳にも見える。但し、『晉書』は范頰を范頰に作り、『史通』古今正史篇も同じ)、その上表を引いていう。「昔漢武帝詔曰、司馬相如病甚、可遣悉取其書。使者得其遺書、言封禪事、天子異焉。臣等案、故治書侍御史陳壽作三國志、辭多勸諷、明乎得失、有益風化。雖文豔不若相如、而質直過之、願垂採録」。また河南尹と洛陽令に命じて『三國志』を寫させたことは、王隱『晉書』(『北堂書鈔』卷一百四藝文部紙引)には、「陳壽卒、詔河南尹華滂、下洛陽令張泓、遣吏齎紙筆、就壽門下寫取三國志」と記される。

(36) 一代之史二句 一代の史として最も多くの種類があったのは、おそらく晉史であり、『文心雕龍』史傳篇には「至於晉代之書、繁乎著作」といい、『史通』古今正史篇には「前後晉史十有八家」という。また趙翼『二十二史劄記』卷七には、「今據晉・宋等書列傳所載、諸家之爲晉書者、無慮數十種」とあって、隋志の記述に見合っている。ただ隋志のいう「數十家」が紀傳體の史書のみを指すかどうかは、なお定かでない。

隋書經籍志序評注(興膳・川倉)

目録には佚書を含めて十一種の紀傳體の晉史が著録されており、古史類には同じく十一種の編年體の晉史の名が見える。

(37) 三國志及范曄後漢四句 本志目録には、『後漢書』一卷・後魏太常劉芳撰、『范漢音訓』三卷・陳・宗道先生臧兢撰、『范漢音』三卷・蕭該撰、『魏志音義』一卷・盧宗道撰の各書が著録されている。范曄(三九八—四四五)、字は蔚宗、河南順陽の人。宣城太守に左遷された不遇時代に、諸家の後漢書を刪定して、現行の『後漢書』を著わした。官は太子詹事に至る。『宋書』六十九・『南史』三十三に傳がある。

(38) 劉顯(四八一—五四三)、字は嗣芳、沛國相の人。博聞強記をうたわれ、沈約・任昉等の推賞を受けた。官は平西諮議參軍に至る。『梁書』卷四十八・『南史』卷五十に傳がある。本志目録に、『漢書音』二卷が著録されている。

(39) 韋稜 字は務直、京兆杜陵の人。博物強記を以て知られ、位は光祿卿に至った。『梁書』卷十二・『南史』卷五十八に略傳が付される。本志目録に『漢書續訓』三卷が著録される。

(40) 姚察(五三三—六〇六)、字は伯審、吳興武康の人。梁・陳・隋の三朝に仕え、見識ある學者として、その説は當世に重んぜられた。最終官位は隋の太子内舍人。本志目録に著録される『漢書訓纂』三十卷・『漢書集解』一卷・『定漢書疑』二卷を著わしたほか、梁・陳二朝の歴史を執筆し、死後息子の思廉の手で完成を見た。『陳書』卷二十七・『南史』卷六十九に傳がある。

(4) 包愷 字是和樂、東海の人。五經に通じ、また『史記』『漢書』を精究した。大業中に國子助教となつてゐる。『隋書』儒林傳に、「于時漢書學者、以蕭包二人爲宗匠」といふ。本志目錄に、『漢書音』十二卷が著録される。『北史』儒林傳にも傳がある。

(42) 蕭該 蘭陵の人、梁の鄱陽王恢の孫。經學に通じ、『漢書』に造詣が深かつた。開皇初年に、國子博士になつてゐる。

『漢書音義』十二卷のほか、『文選音』三卷を著わし、本志目錄に著録される。『隋書』・『北史』の儒林傳に傳がある。

(43) 史記傳者甚微 司馬貞「史記索隱序」には、「比於漢書、微爲古質、故漢・晉名賢未知見重、所以魏文侯聽古樂則唯恐臥、良有以也」といふ。本志目錄に見える『史記』の音注は裴駟集解などわずか三種にすぎず、『漢書』のそれが十七種（佚書を含めれば二十一種）を數えるのに遙かに及ばない。以て六朝期における『史記』の位置を推察するに足らう。

## 古 史

自史官放絶、作者相承、皆以班・馬爲準。(1) 起漢獻帝雅好典籍、以班固漢書文繁難省、命潁川荀悅作春秋左傳之體、爲漢紀三十篇。言約而事詳、辯論多美、大行於世。(4) 至晉太康元年、汲郡人發魏襄王冢、得古竹簡書、字皆科(5)(6) 。

斗。發冢者不以爲意、往往散亂。帝命中書監荀勗・令狐岐(9)(10) 撰次爲十五部、八十七卷。多雜碎怪妄、不可訓知、唯周易・紀年、最爲分了。其周易上下篇、與今正同。紀年皆用夏正建寅之月爲歲首、起自夏・殷・周三代王事、無諸侯國別。唯特記晉國、起自蕩叔、次文侯・昭侯、以至曲沃莊伯盡。晉國滅、獨記魏事、下至魏哀王、謂之今王。蓋魏國之史記也。其著書皆編年相次、文意大似春秋經。諸所記事、多與春秋・左氏扶同。學者因之、以爲春秋則古史記之正法、有所著述、多依春秋之體。今依其世代、編而敘之、以見作者之別、謂之古史。

史官の傳統がとだえてからも、史書を著わす者はあいつぎ、いずれも司馬遷、班固を手本としたのであった。漢の獻帝がいたく古典を愛好されてからというものの、班固の『漢書』は文章が繁雜で理解しにくいということ、潁川の荀悅に命じ『春秋左氏傳』の體裁をとつて、『漢紀』三十篇を作らせた。その言葉は簡潔で記事は詳細であり、論のたて方もとてもみごとであつたので、おおいに世に行なわれた。

晉の大康元年に至って、汲郡の人が魏の襄王の墳墓を發掘し、古代の竹簡の書物をつつけたが、それはすべて科斗文字で書かれていた。しかし發掘者が注意を拂わなかったので、往往にして散亂してしまつた。そこで皇帝が中書監の荀勗と中書令の和嶠に命じ、十五部、八十七卷に編集させた。零細雑多なあやしげなものが多くて、讀解できなかつたが、ただ『周易』と『紀年』だけは、なかでもとりわけ明晰であつた。その『周易』上下篇は、今のそれとまったく同一のものだ。『紀年』の方はすべて夏の曆の建寅の月を一年の初めとし、夏・殷・周三代の帝王の事跡から書きおこして、諸侯の國ごとの區別はない。ただ晉の一國について記述するだけで、殤叔からはじまって、文侯、昭侯と續き、曲沃莊伯に至る。晉の國が減ぶと、「韓・魏・趙三國のうち」魏のできごとのみを記し、最後は魏の哀王に及んでいて、彼を「今王」と稱している。おそらく魏の國の史書だったのであろう。その敘述はすべて編年形式でならべられ、書きぶりは『春秋經』そっくりである。書かれているいろいろな記事も、『春秋』や『左氏傳』と符合するものが多い。

隋書經籍志序譯注(興膳・川合)

學者たちはそうしたことから、『春秋』こそ古代の史書の正統と考え、史書を著わすさいには、たいてい『春秋』の體裁をもとにした。ここでは時代に即して、順序だててならべ、作者ごとに區別できるようにして、「古史」と名づけることにする。

古史類は、編年體の史書のこと。『唐六典』卷十に、「以紀編年繫事」という。『七錄』では、注曆部に收められていたものか。新舊兩唐志には、編年類が設けられている。

(1) 史官放絶 正史序に同じ句が見える。同注(7)参照。

(2) 作者相承二句 正史序に、「自是世有著述、皆擬班・馬、以爲正史、作者尤廣」とあるのを参照。

(3) 自起漢獻帝至大行於世 『後漢書』列傳五十二荀悅傳に、「帝好典籍、常以班固漢書、文繁難省、乃令悅依左氏傳體、以爲漢紀三十篇、詔尙書給筆札。辭約事詳、論辨多美」とあるのにもとづく。荀悅の「漢紀序」によれば、彼は建安三年(一九八)に「抄撰漢書、略舉其要」との詔を受け、同五年(二〇〇)に三十卷數十餘萬言にのぼる書を完成したという。

(4) 荀悅 (一四八—二〇九)、字は仲豫、潁川潁陰の人。荀卿の十三世の子孫にあたる。學問を愛好した獻帝の信任を得て、從弟の荀彧や孔融とともに禁中に侍講した。官位は祕書監。

侍中に至る。『漢紀』のほかに『申鑒』五卷が傳わっている。

(5) 自至晉太康元年至多與春秋左氏扶同 この一段は、おおむね杜預「春秋左氏傳後序」に據つて書かれている。「太康元年三月、吳寇始平、余自江陵還襄陽、解甲休兵、乃申抒舊意、脩成春秋釋例及經傳集解、始訖。會汲郡汲縣有發其界內舊冢者、大得古書、皆簡編科斗文字。發冢者不以爲意、往往散亂。科斗書久廢推尋、不能盡通。始者藏在祕府、余晚得見之。所記大凡七十五卷、多雜碎怪妄、不可訓知、周易及紀年、最爲分了。周易上下篇、與今正同。別有陰陽說、而無冢象文、言・繫辭、疑于時仲尼造之於魯、尙未播之於遠國也。其紀年篇、起自夏、殷、周、皆三代王事、無諸國別也。唯特記晉國、起自襄叔、次文侯、昭侯、以至曲沃莊伯。莊伯之十一年十一月、魯隱公之元年正月也。皆用夏正建寅之月爲歲首、編年相次。晉國滅、獨記魏事、下至魏哀王之二十年、蓋魏國之史記也。……哀王二十三年乃卒、故特不稱諡、謂之今王。其著書文意、大似春秋經、推此足見古者國史策書之常也。……諸所記多與左傳符同、異於公羊・穀梁、知此二書、近世穿鑿、非春秋本意審矣。」

(6) 太康元年 衛恒「四體書勢」(『晉書』卷三十六衛恒傳引)に、「太康元年、汲縣人盜發魏襄王冢、得策書十餘萬言」とある。また注(9)に引く王隱『晉書』東晉傳でも、やはり太康元年のこととする。汲冢書の發掘に關しては、『晉書』武帝紀と同東晉傳にも記述があるが、前者は咸寧五年(二七九)

のこととし、後者は太康二年(二八一)のこととしている。荀勗の「穆天子傳序」や王隱『晉書』(北堂書鈔)卷五十七設官部引)も太康二年說。案ずるに、杜預「左傳後序」(注(5)參照)に照らしても、發掘は太康元年以降のはずであり、武帝紀の咸寧五年說はおそらく誤り。

(7) 魏襄王冢 魏襄王は、『史記』六國年表及び魏世家によれば、在位十六年(前三三四—前三一九)。ただし、『晉書』東晉傳には、「汲郡人不準盜發魏襄王墓、或言安釐王冢」とある。安釐王は、哀王之孫、在位前二七六—前二四三。なお、これらについては種々異說がある。注(4)參照。

(8) 科斗 科斗は、いわゆる古文。孔安國「尙書序」に、孔子舊宅から發見された『尙書』等のテキストを、「皆科斗文字」といつている。書注(4)參照。疏に、「科斗書、古文也。……形多頭鱗尾細、狀腹團圓、似水蟲之科斗、故曰科斗也。『爾雅』釋魚に、「科斗、活東」とあり、郭璞注に、「蝦蟇子」。荀勗「左傳後序」疏に引かれる王隱『晉書』東晉傳に、「太康元年、汲郡民盜發魏安釐王冢、得竹書漆字科斗之文。……汲郡初得此書、表藏祕府、詔荀勗・和嶠以隸字寫之。勗等於時卽已不能盡識其書、今復闕落、又轉寫益誤。」荀勗については、總序(注(3)參照)。

(9) 和嶠 (?—二九二)、字は長輿、汝南西平の人。官は太子少傅に至る。王者に擬するほどの資産家だったが、至つて吝嗇で、杜預に「錢癖有り」と稱された。『晉書』卷四十五に

のこととし、後者は太康二年(二八一)のこととしている。荀勗の「穆天子傳序」や王隱『晉書』(北堂書鈔)卷五十七設官部引)も太康二年說。案ずるに、杜預「左傳後序」(注(5)參照)に照らしても、發掘は太康元年以降のはずであり、武帝紀の咸寧五年說はおそらく誤り。



は、「今王」を安釐王とみなす。「其紀年十三篇、記夏以來至周幽王爲犬戎所滅、以事接之、三家分、仍述魏事、至安釐王之二十年」。

(13) 學者因之四句『漢紀』以下の編年體の史書について、『史通』は六家篇のうちの左傳家で論しており、以下ここに關連する記述を引いておく。「至孝獻帝、始命荀悅撮其書爲編年體、依左傳著漢紀三十篇。自是每代國史、皆有斯作、起自後漢、至於高齊。如張璠・孫盛・干寶・徐賈・裴子野・吳均・何之元・王劭等、其所著書、或謂之春秋、或謂之紀、或謂之略、或謂之典、或謂之志、雖名各異、皆依左傳以爲的準焉」。

## 雜史

(1) 自秦撥去古文、篇籍遺散。(2) 漢初、得戰國策、蓋戰國遊士記其策謀。(3) 其後陸賈作楚漢春秋、以述誅鋤秦・項之事。(4) 又有越絕、相承以爲子貢所作。(6) 後漢趙曄、又爲吳越春秋。其(7) 屬辭比事、皆不與春秋・史記・漢書相似、蓋率爾而作、非史策之正也。

靈・獻之世、天下大亂、史官失其常守。博達之士、愍其廢絕、各記聞見、以備遺亡。是後羣才景慕、作者甚衆。

(9) 又自後漢已來、學者多鈔撮舊史、自爲一書、或起自人皇、

(11) 或斷之近代、亦各其志、而體制不經。(12) 又有委巷之說、迂怪妄誕、眞虛莫測。然其大抵皆帝王之事、通人君子、必博采廣覽、以酌其要、故備而存之、謂之雜史。

秦が古代の文字で書かれた書物を排斥してからというものの、書籍はなくなったり散り散りになったりしてしまった。漢の初め、『戰國策』がみつかったが、それは戰國時代の遊説家が彼らの策謀をかきしるしたものであった。その後、陸賈は『楚漢春秋』を著わして、秦や項羽を誅伐した事實を記述した。また『越絶書(或いは記)』という本があり、子貢の作であるといいつたえられている。さらに後漢の趙曄は、『吳越春秋』を作った。それらの史書の「辭を屬(つ)る事を比べる」しかたは、いずれも『春秋』、『史記』、『漢書』とは似てもつかないが、おそらく草率にこしらえられたものであって、正統的な史書ではないのである。

靈帝、獻帝の御世には、天下は大混亂に陥り、史官も平常の任務を續けられなかった。學問見識に秀でた人々は、史書の傳統の斷絶するのを惜しみ、それぞれに見聞した内

容をかきとめて、史實の亡逸に備えた。それ以後、あまたの才子たちが後を追ひ、史書を著わす者ははなはだ多くにのぼった。

さらに後漢以後になると、多くの學者が、過去の史書から書き抜きをして、それで一冊の本を作り、人皇からかきおこすものもあるし、近い時代に限定するものもあるし、意圖も様々だが、體裁もきちんとしていなかった。また中には巷間で行なわれた説を内容とするものもあるが、怪しげなしろもので、眞偽のほどは測りがたい。しかしその大部分は帝王の事跡について述べるものばかりであり、博學有識の人は、まず何でも手にとつて讀んでみたうえで、その要義を汲みとるはずだから、それらもここにそろえてのこし、雜史と稱することにする。

雜史類では、正史・古史からはみ出た雑多な史書があつかわれている。ただ、後の雜傳類と異なつて、あくまで王朝あるいは帝王を軸としてまとめられた書である。『唐六典』卷十に、「以紀異體雜記」とある。『七錄』には、これに相當する部立ては見られない。新舊兩唐志では、隋志に倣つて雜史類が設け

られている。

(1) 自秦撥去古文二句 「史記」太史公自序に、「周道廢、秦撥去古文、焚滅詩書、故明堂石室玉版圖書散亂」とある。

(2) 漢初三句 『戰國策』の劉向序に、「中書本號、或曰國策、或曰國事、或曰短長、或曰事語、或曰長書、或曰脩書。臣向以爲戰國時游士、輔所用之國、爲之策謀、宜爲戰國策。其事繼春秋以後、訖楚漢之起、二百四十五年間之事」。『戰國策』は、漢志では春秋中に三十三篇として著録され、原注に「記春秋後」と記される。本志目録には、劉向録の三十二卷と高誘撰注の二十一卷の兩種が著録されている。

(3) 其後陸賈作楚漢春秋二句 漢志春秋家に『楚漢春秋』九篇が著録され、原注に「陸賈所記」とある。また班彪の「史記論」(『後漢書』班彪傳)には、「漢興定天下、太中大夫陸賈記録時功、作楚漢春秋九篇」とある。本志目録にも九卷として著録される。陸賈は、漢の高祖の時代の學者また辯論家。官位は太中大夫に至つた。「史記」卷九十七及び『漢書』卷四十三の傳には、『楚漢春秋』撰述のことは見えない。他に『新語』十二篇を著わし、また漢賦初期の作家としても名がある。

(4) 誅鋤秦項之事 誅鋤は、元來雜草を根こそぎに除き去ること。『楚辭』卜居に、「寧誅鋤草茅以力耕乎」。人事に用いた例としては、陸賈『新語』慎微篇の「誅鋤姦臣賊子之黨、解釋疑滯紕繆之結」や、曹問「六代論」(『文選』卷五十二)

の「至今趙高之徒、誅、鋤、宗室」などがある。

- (5) 又有越絶二句 『越絶書』外傳本事篇に、「問曰、何謂越絶。越者國之氏也。何以言之。按春秋序齊魯、皆以國爲氏姓、是以明之。絶者絶也、謂句踐時也。當是之時、齊將伐魯、孔子耻之、故子貢說齊以安魯。子貢一出、亂齊破吳、興晉彊越。其後賢者辯士、見夫子作春秋而略吳越、又見子貢與聖人相去不遠、脣之與齒、表之與裏、蓋要其意、覽史記而述其事也」。子貢が魯を救うために齊・晉・吳・越の間を游説して、これら諸國の運命に大きな轉換をもたらすに至ったことは、『史記』仲尼弟子列傳に見える。『越絶書』の「絶」とは、越王句踐が「彊きを抑え弱きを扶け、惡を絶つて之を善に反す」意である、本事篇にはいう。同篇はさらにこの書を「吳越賢者所作」とし、一説として子貢あるいは伍子胥を作者に充てる説のあったことを記す。『四庫全書總目提要』史部載記類では、『論衡』案書篇に見える會稽の吳君高なる人物の著わした『越紐録』が、すなわち『越絶書』のことではないかという説を出している。本志目録には、『越絶記』十六卷・子貢撰として著録され、新舊兩唐志でもやはり子貢撰とされる。

- (6) 後漢趙曄 趙曄、字は長君、會稽山陰の人。韓詩に精通した儒者で、『吳越春秋』のほか『詩細歷新淵』の著があったという。『後漢書』儒林傳に傳がある。本志目録には、趙曄撰『吳越春秋』十二卷に加えて、楊方撰『吳越春秋削繁』五卷、皇甫遵撰『吳越春秋』十卷の二書も著録されている。元

・徐天祐の「吳越春秋序」はこの三書の關係を考證して、「按邯鄲李氏圖書十志目、亦謂楊方嘗刊削曄所爲書、至皇甫遵、遂合二家考正、爲之傳註」という。

- (7) 屬辭比事 『禮記』經解に、「屬辭比事、春秋教也」。總序(一)參照。

- (8) 自博達之士至作者甚衆 目録に載せる『漢靈獻二帝紀』三卷・漢侍中劉芳撰、『山陽公載記』十卷・樂資撰、『漢末英雄記』八卷・王粲撰、『九州春秋』十卷・司馬彪撰から、『陳王業曆』一卷・陳中書郎趙齊且撰に至る二十五種の書を指すと思われる。『史通』六家篇は、『九州春秋』を國語家に包括して、次のようにいう。「當漢氏失馭、英雄角力、司馬彪又錄其行事、因爲九州春秋、州爲一篇、合爲九卷、尋其體統、亦近代之國語也」。劉知幾によれば、魏以降は「史・漢の體大いに行なわれて、國語の風は替<sup>た</sup>れる」。

- (9) 自又後漢已來至體制不經 たとせば、目録の載せる『史要』十卷・漢桂陽太守衛胤撰について、原注は「約史記要言、以類相從」という。同様に『史漢要集』二卷・晉祠部郎王蔑撰の原注には、「抄史記、入春秋者不錄」とある。

- (10) 或起自人皇 人皇は、天地開闢時の三人の皇帝(三皇)つまり天皇・地皇・人皇の一人。『帝王世紀』(『北堂書鈔』卷百五十八地部引)に、「天地開闢、有天皇氏、地皇氏、人皇氏、或冬穴夏巢、或食鳥獸之肉」。また『春秋緯』(『藝文類聚』卷十一帝王部引)に、「天皇・地皇・人皇、兄弟九人、分九州、

長天下也」、項峻『始學篇』(同上)に、「人皇九頭、兄弟各三百歳、依山川土地之勢財、度爲九州、各居其一方、因是而區別」などとある。目錄に載せる關連諸書のうち、皇甫謐撰『帝王世紀』十卷について、原注は「起三皇、盡漢魏」と記す。

(11) 或斷之近代 目錄所載の諸書のうち、對象をより近い時代に限定したものとしては、『漢皇德紀』三十卷・漢有道徵士侯瑾撰があり、原注に「起光武、至沖帝」という。

(12) 亦各其志 『論語』先進篇に、「子曰、何傷乎、亦各言其志也」。

(13) 體制不經 『法言』問神篇に、「書不經、非書也、言不經、非言也。言書不經、多多贅矣。」

(14) 又有委巷之說三句 『禮記』檀弓上に、「曾子曰、小功不爲位也者、是委巷之禮也」、注に「委巷、猶街里委曲所爲也」とある。「委巷之說」とは、蓋し漢志が小説家を評している「街談巷語、道聽塗說者之所造」の如き趣きを指すのであろう。「迂怪妄誕」は、『史記』孟子傳の「騶衍」乃深觀陰陽消息、而作怪迂之變、終始大聖之篇十餘萬言、其言囋大不經」や、郭璞「山海經序」の「世之覽山海經者、皆以其闕誕迂誇、多奇怪儼儼之言、莫不疑焉」のような、常識では律しきれない奇怪な内容を指す。雜傳序にも、「又難以虛誕怪妄之說」と見える。これらは要するに、司馬遷が五帝本紀の贊でいう「雅馴」ならざる文にほかならない。

隋書經籍志序譯注(四)(興膳・川倉)

ところで、「又有委巷之說」三句は、雜史類に著録される諸書中の特定の著作、おそらくは王劭撰『隋書』六十卷あたりには、先を向けての論と思われる。『隋書』卷六十九王劭傳には、「劭在著作、將二十年、專典國史、撰隋書八十卷。多錄口勅、又採迂怪不經之語及委巷之言、以類相從、爲其題目、辭義繁雜、無足稱者、遂使隋代文武名臣列將善惡之迹、湮沒無聞」。またその贊にも、「雅好著述、久在史官、既撰齊書、兼修隋典。好詭怪之說、尙委巷之談、文詞鄙穢、體統繁雜」と、同趣旨の記述がある。

(15) 通人 『論衡』超奇篇に、「通書千篇以上、萬卷以下、弘暢雅閑、審定文讀、而以教授爲人師者、通人也。……故夫能說一經者爲儒生、博覽古今者爲通人」とある。

## 霸 史

傳曰、「不有君子、其能國乎」。自晉永嘉之亂、皇綱失馭、九州君長、據有中原者甚衆。或推奉正朔、或假名竊號、然其君臣忠義之節、經國字民之務、蓋亦勤矣。而當時臣子、亦各記錄。

(6) 後魏克平諸國、據有嵩・華、始命司徒崔浩、博采舊聞、綴述國史。諸國記注、盡集祕閣、尙朱之亂、並皆散亡。今

舉其見在、謂之霸史。

傳(『春秋左氏傳』)に、「君子有らざれば、其れ能く國せんか。」という。晉の永嘉の亂以後、皇帝は天下統率の力を失つてしまい、全国各地の頭目で中原に割據する者はあまたにのぼった。或る者は正統の王朝に臣屬し、或る者は勝手に皇帝の名をかたつたが、しかし君臣間の忠義の節操や、國家國民の育成に努めることにかけては、それはまた熱心なものであった。そうしてその時代の臣下も、それぞれ記録をのこしたのである。

後魏(北魏)が諸國を平定し、嵩山・華山の地一帯を占有した時になって、司徒の崔浩に命じて、過去の傳承を手廣く採集し、國家の歴史を書き綴らせた。諸國の記録は、ことごとく祕閉に集められたのだが、余朱の亂で、すべて散佚してしまつた。ここには現存する書物をあげて、霸史と呼ぶことにする。

霸史は、五胡十六國時代を中心とする群小諸國の歴史。『七

錄』の僞史部がこれに相當しよう。『唐六典』卷十に、「以紀僞朝國史」。舊唐志は編年類の中に僞國史を包括し、新唐志は編年類から獨立させて、僞史類を設けている。十六國史に關しては、『史通』古今正史篇により詳細な記述が見える。

(1) 不有君子二句 『左傳』文公十二年の條で、魯の襄仲(公子遂)が秦の使者西乞術を稱えたことば。「不有君子、其能國乎。國無陋矣」。發言の裏には、邊疆の國秦への優越感が含まれている。

(2) 皇綱失馭・班固「答賓戲」(『漢書』敘傳・『文選』卷四十五)に、「廓帝紘、恢皇綱」、また陸機「辯亡論」(『文選』卷五十三)にも、「昔漢氏失御、姦臣竊命、禍基京畿、毒徧宇內、皇綱弛紊、王室遂卑」とある。「失馭」は、同じく「答賓戲」に、「曩者王塗蕪穢、周失其馭、侯伯方軌、戰國橫驚」とあり、李善注に項俗の説を引いて、「周王失牧御之化也」という。王融「永明十一年策秀才文」(『文選』卷三十六)には、西晉末以來の北方の混亂を述べて、「自晉氏不綱、關河蕩析、宋人失馭、淮汴崩離」と記す。

(3) 九州君長二句 君長は、未開の部族の長をいう。『史記』西南夷列傳に、「西南夷君長以什數、夜郎最大。……自滇以北君長以什數、邛都最大」とあり、司馬遷「報任少卿書」(『漢書』司馬遷傳・『文選』卷四十一)にも、「與單于連戰、十有餘日、所殺過半當、虜救死扶傷不給、旃裘之君長咸震怖」とある。北魏・崔鴻の「皇朝十六國春秋表」(『魏書』卷六十

七・『北史』卷四十四崔鴻傳)に、「自晉永寧以後、雖所在稱兵、競自尊樹、而能建邦命氏成爲戰國者、十有六家」。

(4) 推奉正朔、正朔を奉ずるのは、朝廷への服従のしるし。『後漢書』南蠻西南夷傳に、「自汶山以西、前世所不至、正朔所未加」。また張協「七命」(『文選』卷三十五)に、「若乃華裔之夷、流荒之類、語不傳於輜軒、地不被乎正朔」とあり、注に『春秋說題辭』を引いて、「蠻服流遠、正朔不及」という。

(5) 經國字民之務 經國は、魏文帝『典論』論文に、「蓋文章、經國之大業、不朽之盛事」。字民は、『逸周書』本典解に、「朕不知明德所則、政教所行、字民之道、禮樂所生」。

(6) 後魏克平諸國二句 北魏が北涼を滅ぼして、華北の統一を完成したのは、太武帝の太延五年、西曆四三九年のこと。

(7) 始命司徒崔浩三句 崔浩(三八一—四五〇)、字は伯淵、清河の人。魏の道武・明元・太武の三帝に仕え、華北統一に大きく貢献した漢人官僚。官位は司徒に至る。『魏書』卷三十五・『北史』卷二十一に傳がある。彼が史書を撰述したことは、『魏書』本傳に、「初、太祖詔尙書郎鄧淵著國記十餘卷、編年次事、體例未成。逮于太宗、廢而不述。神麴二年、詔集諸文人撰錄國書、浩及弟覽・高謙・鄧穎・晁繼・范亨・黃輔等共參著作、敍成國書三十卷」。この『國書』の文章はやがて石に刻んで國都の衢路に立てられ、衆人の知るところとなったが、國事の機微を直書していたことが太武帝はじめ北人の怒りを

買って、主任編纂官崔浩以下、關係者すべてが死刑に處せられるに至った。いわゆる國史事件である。

(8) 諸國記注二句 記注は、杜預「春秋左氏傳序」に、「周德既衰、官失其守、上之人不能使春秋昭明、赴告策書、諸所記注、多違舊章」。この前後の文脈からすれば、崔浩の國史編纂によって、諸國の史料が備わったかの如くに見えるが、事實はおそらくそうではない。國史事件から半世紀ののち、崔鴻は十六國の歴史を集成した『十六國春秋』一百卷を著わす。

崔浩の失敗に懲りた彼は、宣武帝の求めを受けながら、この書の上呈にきわめて慎重だったが、「呈奏十六國春秋表」には次のようにいう。「始自景明之初、搜集諸國舊史、屬遷京甫爾、率多分散、求之公私、驅馳數歲。景明は、宣武帝の治世、西曆五〇〇—五〇三。つまり崔浩の事件後半世紀を経た、「諸國舊史」はなお分散状態にあったのであり、なかなか李雄父子の蜀についての資料は、この上表執筆時に至るまで、八方手を盡しながら依然手に入れることができなかった。ようやく蜀書を購いえたのは、その子子元の述懐によれば、鴻の死後のことである。(以上、『魏書』『北史』崔鴻傳)。この間の経緯は、『史通』古今正史篇にまとめられており、以下その記述を引いておく。「魏世黃門侍郎崔鴻、乃考覈諸家、辨其同異、除煩補闕、錯綜綱紀、易其國書曰錄、正紀曰傳、都謂之十六國春秋。鴻始以景明之初、求諸國逸史、逮正始元年、鳩集稽備、而猶闕蜀事、不果成書。推求十

有五年、始於江東購獲、乃增其篇目、勒爲十卷。鴻歿後、永安中、其子繕寫奏上、請藏諸祕閣。由是僞史宣布、大行於時。なお、後魏における收書については、總序(4)に「後魏始都燕代、南略中原、粗收經史、未能全具。孝文徙都洛邑、借書於齊、祕府之中、稍以充實」とある。併せて同注(2)参照。

(9) 余朱之亂 爾朱榮の亂は、孝莊帝の建義元年(五二八)に發し、以後四年間に及んだ。總序(4)にも、祕府に收集された圖書について、「暨於余朱之亂、散落人間」とある。同注(3)参照。

## 起居注

(1) 起居注者、錄紀人君言行動止之事。春秋傳曰、「君舉必書、書而不法、後嗣何觀」。周官、內史掌王之命、遂書其副而藏之、是其職也。漢武帝有禁中起居注、後漢明德馬后撰明帝起居注、然則漢時起居、似在宮中、爲女史之職。(7) 然皆零落、不可復知。今之存者、有漢獻帝及晉代已來起居注、皆近侍之臣所錄。

(9) 晉時、又得汲冢書、有穆天子傳、體制與今起居正同、蓋周時內史所記王命之副也。近代已來、別有其職、事在百官志。

今依其先後、編而次之。其僞國起居、唯南燕一卷、不可別出、附之於此。

起居注というのは、君主の政治上の發言行動、日常の起居動作について記録したものである。『春秋左氏傳』に「君の擧は必ず書す、書して法ならざれば、後嗣 何をか觀ん。」というたとおりである。『周官』に「內史は國王の命令を擔當し、その副本を作つて藏しておく。」というのが、起居注職の任務である。漢の武帝には『禁中起居注』があり、後漢の明德馬皇后は『明帝起居注』を著わしたが、そうしてみると漢の時代の起居注というのは、宮中において、女流史官の職務であつたようだ。しかしそれらはすべて滅びさつて、いまさら知るべくもない。今日のこつているものには、後漢の獻帝および晉代以降の起居注があり、いずれも近侍の臣下がかきとめたものである。

また、晉の時、汲冢書が発見され、その中に『穆天子傳』があつて、その體裁は今の起居注とまったく同じだが、たぶん周の內史が記録した王の命令の副本なのだろう。

近世以降は、別に起居注のための専門職があり、それについて「百官志」に記載がある。

ここには時代の順序に従って、整理してならべた。偽政權の起居注は、『南燕起居注』一卷のみであり、それだけ別にとりだすわけにもいかないので、ここに附載しておく。

『七錄』の記傳錄十二部中には、起居注は獨立の子目を与えられていない。あるいは注曆部に含まれていたか。新舊兩唐志には、ともに起居注類が立てられている。

(1) 起居注者 起居の語は、『尚書』罔命に、「其侍御僕從、罔匪正人、以且夕承弼厥辟、出入起居、罔有不欽」とある。もちろん君主の出入起居をいう。

(2) 人君言行動止之事 『易』繫辭上傳に、「言出乎身、加乎民、行發乎迺、見乎遠。言行君子之樞機、樞機之發、榮辱之主也。言行君子之所以動天地也、可不慎乎」。また、「動靜有常、剛柔斷矣」とあり、その韓注に「剛動而柔止也。動止得其常體、則剛柔之分著矣」。『唐六典』卷十の起居注についての解題には、「以紀人君動止」とある。また同卷八起居郎の項に、「起居郎掌錄天子之動作法度、以修記事之史。凡記事之制、以事繫日、以日繫月、以月繫時、以時繫年。必書其朔日甲乙、以記曆數、典禮文物、以考制度。遷拜旌賞以勸善、

隋書經籍志序譯注四（興膳・川合）

誅伐黜免以懲惡、季終則授之于國史焉」とある。なお、起居注に關しては、『史通』史官建置篇にも記事が見える。「夫起居注者、編次甲子之書、至於策命章奏封拜薨免、莫不隨事記錄、言惟詳審。凡欲撰帝紀者、皆稱之以成功、即今爲載筆之別曹、立言之貳職」。起居注は、天子の言行の記録であるとともに、その記録を擔當する官の名稱でもある。

(3) 君舉必書三句 『左傳』莊公二十三年の語。總序(注)參照。

(4) 周官四句 『周禮』春官內史に、「內史掌書王命、遂貳之、鄭注に「副寫藏之」、同疏に「謂王有詔勅頒之事、則當副寫一通藏之、以待勘校也」という。總序(注)及び同注(8)參照。起居注の職が周官の內史の系統を引くことは、すでに荀悅『中鑒』時事篇に、「先帝故事、有起居注、日用動靜之節必書焉、宜復其式、內史掌之、以紀內事」と指摘がある。

(5) 漢武帝有禁中起居注 漢志春秋家に、「漢著記百九十卷」と著錄され、顏師古注に「若今之起居注」とあるのがそれであろう。葛洪『抱朴子』論仙篇には、「按漢禁中起居注云云」と同書にもとづく記事があり、また同じく葛洪の著とされる『西京雜記』卷六にも、「洪家復有漢武帝禁中起居注一卷、漢武故事二卷、世人希有之者、今并五卷爲一秩、庶免淪沒焉」と見える。『後漢書』皇后紀上が載せる平望侯劉毅の安帝への上書には、鄧皇太后の德政に對して注記を設けるべきことを説いて、「古之帝王、左右置史、漢之舊典、世有注記」とい

っている。なお、『唐六典』卷八・『通典』卷二十一には、「漢武帝有禁中起居注」から「爲女史之職」をほぼそのまま引く。

(6) 後漢明德馬后撰明帝起居注 明德皇后馬氏は、伏波將軍馬援の女。(？—七九)。「易」を誦し、「春秋」「楚辭」を愛讀するなど、學問を好んだ。「後漢書」皇后紀上に、「自撰顯宗起居注、削去兄防參醫藥事」とある。「文選」卷十四顏延之「赭白馬賦」の李注に、「漢明帝起居注」が引かれている。

(7) 女史之職 女史は、後宮の記録を職掌とする女官。『周禮』天官に、「女史掌王后之禮職、掌內治之貳、以詔后治內政。逆內官、書內令。凡后之事以禮從」。天官敘官の鄭注には、「女史、女奴曉書者」とある。また『詩』邶風「靜女」の毛傳は、女史の職をより具體的に説いて、「古者后夫人必有女史彤管之法、史不記過、其罪殺之。后妃羣妾以禮御於君所、女史書其日月、授之以環進退之。生子月辰、則以金環退之。當御者、以銀環進之、著于左手。既御、著於右手。事無大小、記以成法」という。『史通』史官建置篇にも、隋志のこの一節と関連する記事が見えるので、引いておく。「又案詩邶風靜女之三章、君子取其彤管。夫彤管者、女史記事規誨之所執也。古者人君外朝則有國史、內朝則有女史、內之與外、其任皆同。故晉獻惑亂、驪姬夜泣、床第之私、房中之私、不得掩焉。楚昭王譙遊、蔡姬對以其願、王顧謂史書之、蔡姬許從孤

死矣。夫宴私而有書事之冊、蓋受命者即女史之流乎。至漢武帝時、有禁中起居注、明德馬皇后撰明帝起居注。凡斯著述、似出宮中、求其職司、未聞位號」。

(8) 今之存者三句 袁宏『後漢紀』が用いた資料の一つに、『漢靈獻起居注』が含まれていた由、同書序に見える。また晉の起居注については、『史通』史官建置篇に、「又案晉令、著作郎掌起居集注、撰錄諸言行動伐、舊載史籍者」とあるのを参照。本志目錄には、『漢獻帝起居注』五卷、『晉泰始起居注』二十卷以下、『隋開皇起居注』六十卷に至るすべて四十種の起居注が著録されている。

(9) 晉時又得汲冢書 汲冢書に關しては、古史類並びに同注(5)(6)(7)等参照。

(10) 有穆天子傳三句 荀勗『穆天子傳序』に、「其書言周穆王遊行之事。春秋左氏傳曰、穆王欲肆其心、周行於天下、將皆使有車轍馬迹焉、此書所載則其事也。王好巡守、得盜驪駿耳之乘、造父爲御、以觀四荒、北絕流沙、西登昆侖、見西王母、與太史公記同」。穆王は、周第五代の天子。在位前一〇〇一〜前九四七。『穆天子傳』は、日毎に天子の行動を記録する形を取るところから、起居注と同じ體制と見なされたのである。ただ『四庫全書總目提要』は、「案穆天子傳、舊皆入起居注類、徒以編年紀月、敘述西遊之事、體近乎起居注耳。實則恍惚無徵、又非逸周書之比」と述べて、子部小說家類に收めている。

(11) 近代已來三句、『隋書』百官志中に北齊の官制について、

〔集書省〕又領起居省、散騎常侍、通直散騎常侍、散騎侍郎、通直散騎侍郎各一人、校書郎二人」といひ、また隋煬帝の官制改革の一環として、内史省に起居舍人二人を置いたことを記す。『史通』史官建置篇及び『通典』卷二十一には、起居の職の沿革が説かれ、隋志の記述の裏付けをなすが、いま『通典』を引いておく。「自魏至晉、起居注則著作掌之、其後起居、皆近侍之臣錄記也。錄其言行與其勳伐、歷代有其職、而無其官。後魏始置其起居令史、每行幸宴會、則在御左右、記錄帝言及宴賓客訓答。後又別置修起居注二人、以他官領之。北齊有起居省、後周有外史、掌書王言及動作之事、以爲國志、即起居之職。又有著作二人、掌綴國錄、則起居注著作之任、自此而分也。至隋初、以吏部散官及校書正字有敘述之才者、掌起居之職、以納言統之。至煬帝、以爲古有內史外史、今著作如外史矣、宜置起居官、以掌其內。乃於內史省、置起居舍人二人、次內史舍人下」。

(12) 南燕一卷 目錄に『南燕起居注』一卷が著録される。南燕は、慕容徳の興した國。徳とその甥超の二代十三年間（三九八—四一〇）にわたって存続した。『晉書』載記二十七、二十八。

## 舊事

古者朝廷之政、發號施令、百司奉之、藏于官府、各修其職、守而弗忘。春秋傳曰、「吾視諸故府」、則其事也。周官、御史掌治朝之法、太史掌萬民之約契與質劑、以逆邦國之治。然則百司庶府、各藏其事、太史之職、又總而掌之。

漢時、蕭何定律令、張蒼制章程、叔孫通定儀法、條流派別、制度漸廣。晉初、甲令已下、至九百餘卷、晉武帝命車騎將軍賈充、博引羣儒、刪采其要、增律十篇。其餘不足經遠者爲法令、施行制度者爲令、品式章程者爲故事、各還其官府。摺紳之士、撰而錄之、遂成篇卷、然亦隨代遺失。今據其見存、謂之舊事篇。

そのむかし朝廷の政治では、命令が出されると、もろもろの官吏はその文書を拜領して、役所に保管しておく、各自その職務に勵んで、なおざりにすることなく仰せを遵守したのであった。『春秋「左氏」傳』に、「吾れ諸を故府に視ん。」とあるのは、そのことをいっている。『周官』

には、「御史は治朝の法を掌る。」といい、「太史は萬民の約契と質劑とを掌り、以て邦國の治を逆う。」という。そうしてみると、いろいろな官廳で、各管轄の文書を保存しておき、太史の職にある者が、それらをさらに統合して管理したのである。

漢の世に、蕭何は律令を制定し、張蒼は曆や度量衡の基準を設け、叔孫通は禮法を定めた。そこから様々な方向に枝分かれしていくにつれて、制度はしだいに擴大していった。晉初には、「甲令」以下、九百餘卷にのぼる法律があったが、晉の武帝は車騎將軍賈充に命じ、あまたの學者をひろく動員して、その中から重要なものをえりぬぎ、十篇の律を「漢の九章に」加えた。そのほかの恒久的なおきてとするに足らないものは「法令」とし、制度の施行に必要なものは「令」とし、法律運用に際しての細則は「故事」として、それぞれ該當の官廳に還付した。高位にある人々が、そうした文書を編纂して、書卷を成すに至ったが、それも時代とともに散佚してしまつた。いまその中の現存しているものにとづいて、これを舊事篇と名付ける。

- 『七錄』にも舊事部が置かれていた。『唐六典』卷十に、「以紀朝廷政令」。新舊兩唐志では、故事類に相當する。
- (1) 發號施令 『尚書』罔命に、「發號施令、罔有不臧」とある。
  - (2) 藏于官府 『周禮』天官大宰の「官府」の語について、鄭玄は「百官所居曰府」と注する。
  - (3) 各修其職 『周禮』天官小宰に、「令于百官府曰、各脩乃職、攷乃法、待乃事、以聽王命」とある。
  - (4) 吾視諸故府 『左傳』定公元年に見える。晉の築城工事のことで宋の仲幾と薛の宰とが論争して、容易に決着がつかない。そこへ晉の士彌半（士伯）が加わって、「士彌半曰、晉之從政者新、子姑受功歸、吾視諸故府」。注に、「求故事」とある。いずれのいい分が正しいか、役所で故事を調べてみようというのである。
  - (5) 御史掌治朝之法 『周禮』春官御史に、「御史掌邦國都鄙及萬民之治令、以贊冢宰。凡治者受法令焉、掌贊書、凡數從政者」とあるのに據る。注に、「爲書寫其治之法令、來受則授之」という。但し、「掌治朝之法」は、別に天官宰夫の條に、「宰夫之職、掌治朝之法、以正王及三公六卿大夫羣吏之位、掌其禁令」と見える。筆者の記憶に多少の混亂があつたとおぼしい。
  - (6) 太史掌萬民之約契云云二句 『周禮』春官大史の、「大史掌建邦之六典、以逆邦國之治、掌法以逆官府之治、掌則以逆

都鄙之治。凡邦國都鄙及萬民之有約劑者、藏焉以貳六官、六官之所登」を、省略變形したものを。鄭注に、「約劑、要盟之藏辭及券書也。貳猶副也。藏法與約劑之書、以爲六官之副」という。「約劑」の語を、隋志は「約契」と「質劑」に分けるが、前者の例は『韓詩外傳』卷六に、「約契盟誓、則約定而反無日」と見え、また後者は『周禮』天官小宰に、「聽買賣以質劑」と見え、注に「質劑謂市日平賣、今時月平是也」という。同じく地官質人にも、「凡賣價者質劑焉。大市以質、小市以劑」と見え、注に「鄭司農云、質劑、月平賣也、質大賈、劑小賈。玄謂質劑者、爲之券、藏之也。大市人民馬牛之屬、用長券、小市兵器珍異之物、用短券」とある。いずれにしろ、「約契」「質劑」のことは、大史の職務のごく一部にすぎない。總序(5)並びに同注(6)参照。

(7) 百司庶府 『尙書』立政に、「左右攜僕、百司庶府」とあり、孔傳は「百官有司主券契藏吏」、すなわち百官有司の下で割符や倉庫のことをつかさどる役人のこととする。ただし、ここでは多くの役所の意に譯した。

(8) 漢時四句 『史記』太史公自序の、「於是漢興、蕭何、次律令、韓信申軍法、張蒼爲章程、叔孫通定禮儀」に據ったものと思われる。また『漢書』高帝紀にも、「天下既定、命蕭何次律令、韓信申軍法、張蒼定章程、叔孫通制禮儀、陸賈造新語」とある。

(9) 蕭何定律令 蕭何(？―前一九三)は、沛豐の人。漢建國

隋書經籍志序譯注四(興膳・川倉)

の功臣の一人。『史記』蕭相國世家に、「漢二年、漢王與諸侯擊楚、何守關中、侍太子、治櫟陽。爲法令約束、立宗廟社稷宮室縣邑、輒奏上、可、許以從事。即不及奏上、輒以便宜施行、上來以聞」とある。(『漢書』卷三十九本傳も同じ)。また『漢書』刑法志には、「漢興、高祖初入關、約法三章曰、殺人者死、傷人及盜抵罪。鑄削煩苛、兆民大說。其後四夷未附、兵革未息、三章之法、不足以禦姦、於是相國蕭何撫摠秦法、取其宜於時者、作律九章」という。

(10) 張蒼制章程 張蒼(？―前一五二)は、陽武の人。文帝の下で十五年間丞相をつとめ、また律曆を善くした。『史記』卷九十六・『漢書』卷四十二に傳がある。『史記』本傳に、「張蒼爲計相時、緒正律曆」、同太史公自序に、「漢既初定、文理未明、蒼爲主計、整齊度量、序律曆」という。總序(4)及び同注(3)参照。「章程」の語について、『漢書』顏師古注は如淳を引いて、「章、歷數之章術也。程者、權衡丈尺斗斛之平法也」といい、また師古自身の説として、「程、法式也」という。

(11) 叔孫通定儀法 叔孫通は、薛の人。高祖の下で、禮制の整備に貢獻した。『史記』卷九十九・『漢書』卷四十三の本傳に、彼が禮法を定めた経緯が記される。總序(4)及び同注(2)参照。「儀法」の語も、『史記』本傳に、「徒爲太常、定宗廟儀法。及稍定漢諸儀法、皆叔孫生爲太常所論箸也」(『漢書』も同じ)、同太史公自序に、「(叔孫通)明朝廷禮、次宗廟儀法」

と見える。叔孫通の定めた禮法の書は、『漢書』梅福傳及び『論衡』謝短篇では『儀品』(後者は十六篇とする)、『後漢書』曹褒傳では『漢儀』(十二篇)と稱される。

(12) 晉初三句 「甲令」は、「令甲」ともいひ、法令第一號の意。『漢書』宣帝紀に、「令甲、死者不可生、刑者不可息」とあり、注に「文穎曰、『蕭何承秦法所作爲律令、律經是也。天子詔所增損、不在律上者爲令。令甲者、前帝第一令也。』如淳曰、『令有先後、故有令甲・令乙・令丙。師古曰、『如說是也。甲乙者、若今之第一、第二篇耳』。また卷三十四吳芮傳贊には、「著于甲令而稱忠也」と見え、顏師古は「甲者、令篇之次也」と注する。甲令以下の令が九百餘卷に至ったというのは、『晉書』刑法志に、「又漢時決事、集爲令甲以下三百餘篇、及司徒鮑公撰嫁娶辭訟決爲法比都目、凡九百六卷、世有增損、率皆集類爲篇、結事爲章」と記されるのと、おそらく同じ事實を指すと思われる。

(13) 自晉武帝至各遷其官府 この一節の内容は、『晉書』刑法志において、より委曲を盡して說かれる。曰く、「文帝爲晉王、患前代律令本注煩雜、陳羣・劉邵雖經改革、而科網本密、又叔孫・郭・馬・杜諸儒章句、但取鄭氏、又爲偏黨、未可承用。於是令賈充定律律、令與太傅鄭沖・司徒荀顛・中書監荀勗・中軍將軍羊祜・中護軍王業・廷尉杜友・守河南尹杜預・散騎侍郎裴楷・潁川太守周雄・齊相郭頌・騎都尉成公綏・尚書郎柳軌及吏部令史榮邵等十四人典其事、就漢九章增十一篇、仍其族類、正

其體號、改舊律爲刑名・法例、辨囚律爲告劾・繫訊・斷獄、分盜律爲請賊・詐僞・水火・毀亡、因事類爲衛宮・違制、撰周官爲諸侯律、合二十篇、六百二十條、二萬七千六百五十七言。獨其苛穢、存其清約、事從中典、歸於益時。其餘未宜除者、若軍事・田農・酤酒、未得皆從人心、權設其法、太平當除、故不入律、悉以爲令。施行制度、以此設教、違令有罪則入律。其常事品式章程、各還其府爲故事。『晉書』文帝紀によれば、司馬昭(文帝)が賈充等に法律を正させることを奏したのは、魏の咸熙元年(二六四)秋七月、さらに同武帝紀によれば、律令が完成して天下に發布されたのは、晉の泰始四年(二六八)春正月のことであった。

(14) 車騎將軍賈充(二二七—二八二)、字は公閭、平陽襄陵の人。武帝を助けて晉建國に貢獻した重臣。開國後まもなく車騎將軍に任ぜられ、律令の制定に従事した。『晉書』卷四十の本傳に、「充所定新律、既班于天下、百姓便之」と記され、充等を賞した武帝の詔が引かれている。

(15) 品式章程者爲故事 顏延之「三月三日曲水詩序」(『文選』卷四十六)に、「章程・明密、品式・周備」とあり、李善注は『漢書』宣帝紀の「樞機周密、品式・備具」を引く。章程は、注(8)参照。「品式章程」は、要するに法を施行するに際しての細則をいうのだろう。

## 職官

(1) 古之任者、名書於所臣之策、各有分職、以相統治。周官、冢宰掌建邦之六典、而御史數凡從正者。然則冢宰總六卿之屬、以治其政、御史掌其在位名數先後之次焉。今漢書百官表列衆職之事、記在位之次、蓋亦古之制也。(7)

漢末、王隆・應劭等、以百官表不具、乃作漢官解詁・漢官儀等書。是後相因、正史表志、無復百僚在官之名矣。摺紳之徒、或取官曹名品之書、撰而錄之、別行於世。宋・齊已後、其書益繁、而篇卷零疊、易爲亡散、又多瑣細、不足可紀、故刪。其見存可觀者、編爲職官篇。

いにしえの世の役人は、自分の仕える君主の名簿に名を記され、それぞれに職務を分擔して、國家の統治を補佐したのであった。『周官』には「冢宰は建邦の六典を掌る。」とあり、そして「御史は凡て正〔政〕に従う者を數える。」という。そうすると、冢宰が六官の役人たちを統率して、國の政治をとりおこない、御史が官位にある者の名前、人

隋書經籍志序譯注(4) (興膳・川倉)

數、および位階の順序次第を管理したのである。ここに『漢書』の「百官表」をみてみると、いろいろな官職についてのことからを列擧し、各官職の在任順序を記してあるが、それもまた古代の制度であろう。

後漢の末に、王隆、應劭らは、「百官表」が不備であるとして、『漢官解詁』、『漢官儀』などの書を作った。その後はこの方法がうけつがれて、正史の表や志には、もう諸官位在任者の氏名は記載されなくなった。高位にある人々が、官廳の人名・位階に關する文書をとりだして、書物にまとめあげ、それは獨立して世に行なわれた。宋・齊以後、そうした書物はますますふえたが、しかし零細な篇卷の集積で、散佚しやすいものであったし、それにくだくだしい内容が多く、記すほどのものでもないもので、ここではけずった。現存していてみるに價いするものを、ここにまとめて職官篇とする。

『七錄』にも職官部が設けられていた。『唐六典』卷十に、「以紀班序品秩」。新舊唐志にも職官類がある。

- (1) 古之仕者 小雅「裳裳者華」の序に、「古之仕者世祿」とある。
- (2) 名書於所臣之策 『左傳』僖公二十三年「策名委質、貳乃辟也」の注に「名書於所臣之策」とあるのを引用したもの。その疏に、「策、簡策也。質、形體也。古之仕者、於所臣之人、書己名於策、以明繫屬之也」という。
- (3) 各有分職 『尚書』周官に、「六卿分職、各率其屬、以倡九牧、阜成兆民」。また『周禮』天官の序官に、「設官分職」とあり、注に「鄭司農云、置冢宰司徒宗伯司馬司寇司空、各有所職而百事舉」という。
- (4) 周官二句 『周禮』天官大宰に、「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦國。一曰治典、以經邦國、以治官府、以紀萬民。二曰教典、以安邦國、以教官府、以擾萬民。三曰禮典、以和邦國、以統百官、以諧萬民。四曰政典、以平邦國、以正百官、以均萬民。五曰刑典、以詰邦國、以刑百官、以糾萬民。六曰事典、以富邦國、以任百官、以生萬民」。「冢宰」の語については、序官注に「爾雅（釋詁）曰、冢、大也。冢宰、大宰也」とある。
- (5) 御史數凡從正者 『周禮』春官御史に、「掌贊書、凡數從政者」とある。『周禮』に倣って、「數凡」は「凡數」に、「正」は「政」に作るべきであらう。鄭注に、「自公卿以下至胥徒凡數、及其見在空缺者」という。
- (6) 冢宰總六卿之屬二句 『周禮』天官の序官に、「乃立天官冢宰、使帥其屬、而掌邦治、以佐王均邦國」とあり、注に「鄭司農云、邦治謂總六官之職也。故大宰職曰、掌建邦之六典、以佐王治。六官皆總屬於冢宰、故論語（憲問）曰、君薨、百官總己、以聽於冢宰、言冢宰於百官無所不主」。
- (7) 今漢書百官表三句 『漢書』百官公卿表は、その上卷で相國・丞相以下の諸官について、その職掌・沿革・員數等を記し、下卷では諸官を十四の品類に區分して、その歴代の在職者を表示している。
- (8) 王隆 字は文山、馮翊雲陽の人。光武帝の建武年間（二五—五六）に新汲令となった。隋志が應劭と併せて漢末の人とするのは誤り。『後漢書』文苑傳に略傳がある。『後漢書』百官志に、「故新汲令王隆作小學漢官篇、諸文侷說、較略不究」とある。梁・劉昭の注に引かれる胡廣の「漢官解詁序」には、「顧見故新汲令王文山小學爲漢官篇、略道公卿外內之職、旁及四夷、博物條暢、多所發明、足以知舊制儀品。蓋法有成易、而道有因革、是以聊集所宜、爲作詁解、各隨其下、綴續後事、令世施行」という。これらによれば、王隆が『漢官篇』を著わし、胡廣がさらに注を付して『漢官解詁』としたのである。『後漢書』列傳三十四胡廣傳は、胡廣の著作の中に「諸解詁」があったとのみ記す。胡廣（九一—一七二）、字は伯始、は南郡華容の人。六帝に仕え、司空・司徒・太尉等の要職を歴任した。本志目録に、『漢官解詁』三篇・漢新汲令王隆撰・胡廣注が著録されている。いま清の孫星衍による輯

本が存する。

(9) 應劭 字は仲遠、汝南南頓の人。官は泰山太守に至った。

『後漢書』列傳三十八に、父應辛に付して傳があり、「(建安)二年、拜劭爲袁紹軍謀校尉。時始遷都於許、舊章埋沒、書記罕存。劭慨然歎息、乃綴集所聞、著漢官・禮儀故事。凡朝廷制度、百官典式、多劭所立」と記される。また『三國志』魏書王粲傳注に引かれる司馬彪『續漢書』には、「劭又著中漢輯・漢官儀及禮儀故事、凡十一種、百三十六卷。朝廷制度、百官儀式、所以不亡者、由劭記之」とある。目錄に、『漢官』五卷及び『漢官儀』十卷が著録される。いま清の孫星衍・嚴可均等による輯本が存する。

(10) 是後相因三句 六朝人の撰した正史のうち、司馬彪『續漢書』には百官志(すなわち今の『後漢書』百官志)が、沈約『宋書』・蕭子顯『南齊書』にも同じく百官志が、また魏收『魏書』には官氏志がそれぞれ設けられている。ただし、いずれも官職についての記述のみで、『漢書』百官公卿表の如き在職者の氏名を記した部分はない。『南齊書』百官志序には、職官の書の沿革を略述して次のようにいう。「若夫胡廣舊儀、事惟簡撮、應劭官典、殆無遺恨。王朗奏議、屬霸國之初基、陳矯增曹、由軍事而補闕。今則有魏氏官儀、魚豢中外官也。山濤以意辯人、不□□□、荀勗欲去事煩、唯論并省。定制成文、本之晉令、後代承業、案爲前准。擊城官品、區別階資、尉宗選簿梗槩、欽明階次詳悉、虞通・劉寅因荀氏之作、

隋書經籍志序譯注四(興膳・川合)

矯舊增新、今古相校」。范曄(蔚宗)の書は、『百官階次』一卷、荀欽明の書は『宋百官階次』三卷、ともに新舊唐志に名が見える。本志目錄では、前者のみ著録するが、撰者名を記していない。

(11) 摺紳之徒四句 目錄に著録される『魏晉百卷名』五卷、『晉百官名』三十卷、『晉官屬名』四卷等の書を指すのであろう。『晉百官名』は、『世說新語』『文選』等の注に引かれる逸文が存する。

#### 譯注者後記

譯は川合、注は興膳が擔當したこと、従前と同じである。なお、譯注の一部については、龜山嗣君の草稿を参照した。謝意を表する。